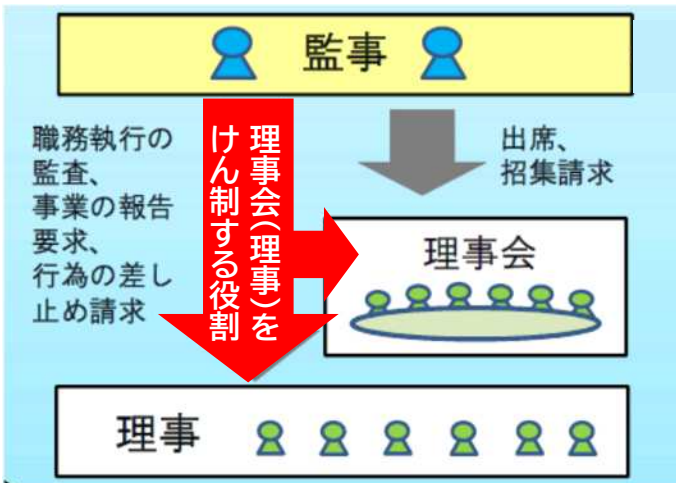


「監事候補者の決定」から「監事の選任」までの流れ

【理事会(理事)と監事の関係】



- ・ 監事は、理事会における「議決権」を有しない。
- ・ 理事会が、監事の意見を踏まえずに候補者を決定することが可能とする と、「監事の役割である、理事会（理事）へのけん制機能」が、十分機能しない監事を候補者とする恐れがある。

このため、「在任監事の過半数の同意」を必須とすることで、その危惧を排除しようとするものと解釈している

(役員等の選任)

第43条 役員及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 (略)

3 一般法（略称）第72条<監事の選任>、第73条第1項<会計監査人の選任>及び第74条<社員総会での意見>の規定は、社会福祉法人について準用する。

<読み替え後の一般法第72条>

第72条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するときは、監事の過半数の同意を得なければならない。

【事務手続きの流れ】

